

福 井 県 医 師 会

だより

第614号 平成24年(2012)8月



鹿の骨のある静物

福井市 加藤 初夫

表紙写真説明：鹿の骨のある静物

福井市 加藤 初夫

自然の創造物である鹿の骨、貝殻、果実と、人の手による金属性の造形物を画面上で違和感なく一体化したものとして表現しようと思った。

醫 縫 録

福井県医師会の新法人移行の経過、 および医療経営セミナーについて



医療経営担当理事 吉田正美

去年4月に県医師会理事になり、医療経営担当ということになった。各種課題の中から、この1年間の主要課題であった法人化問題と、講演「災害発生時の医療機関の生き残り策」について取り上げてみたい。

旧来の公益法人制度に対しては多々問題点があったため、2006年3月に公益法人制度改革関連3法案が閣議決定され、同年5月に第164回通常国会において成立、2008年12月から施行された。既存の法人は5年以内すなわち2013年(平成25年)末を限度に、新法人(一般社団法人か公益法人)に移行か、解散となる。法律の網が広く掛けられたため、医師会においても新法人への移行が余儀なくされた。先行して鯖江市医師会や、武生医師会が平成24年度から新法人に移行している。福井県医師会としては、平成23年4月中会長になってから、同課題への取り組みが始まった。基本的には従来の定款とほぼ同じやり方を踏襲していくが、法律との整合性が必要なことと、期限内に新定款を作成し新法人へ移行しなければならない、という状況下で、多くの協議、打ち合わせがあり、平成24年3月29日の代議員会に一般社団法人福井県医師会定款変更案が提出され、特に理事会の権限と代議員会の役割に関する議論などがなされ、5月20日鯖江市の響陽会館での福井県医師会総会で会員の承認を受けて成立した。そして平成25年度から移行する。関係各位の御努力に深く感謝するしだいである。一般に新法人においては、法的に理事会の権限強化がはかられており、総会という形は不要になった。従って福井県医師会においても、会員全員を対象とした総会は鯖江での第65回総会が最後となった。また、6月に代議員会、あるいは郡市医師会においては総会を開いて、決算の承認が必要となること、理事の新任期が6月に開始となる。以上が新法人移行への概略である。

経営セミナーに関連して、「災害発生時の医療機関の生き残り策」という講演会が平成23年10月2日に県医師会館で開催された。東京海上日動リスクコンサルティング株式会社グループリーダー主席研究員亀崎洋氏が講演した。2011年3月11日の東日本大震災との関連で、危機管理の重要性と、その上での事業継続計画(BCP=business continuity plan)について述べた。東日本大震災では想定外とされることがいろいろ生じ、どの企業、組織においてもBCPの改定が必要となったこと、また各種訓練の必要性を強調していた。この大震災関連の福島第一原発の放射能事故までは、その関係のBCPは日本政府には存在しなかったと指摘しており、歴代政権の危機管理の甘さがはっきりした。現在、原発大事故に関するBCPが県単位で検討、作成中である。医療関係では、一例として重症型鳥インフルエンザが流行した場合を想定することが挙げられる。危機管理や安全対策に関しては、私は東京大学名誉教授、畑村洋太郎氏の著書、『失敗学のすすめ』、直近では『「想定外」を想定せよ!』など何冊か興味深く読んだ。JR宝塚線の脱線事故や、回転ドアに小児が挟まれて死亡した事件なども扱っている。医療に関係する事案もあり、大変参考になるものである。現在、政府の東京電力福島第一原子力発電所の事故調査・検証委員会の委員長を務めている。

最後に、本年度から医療安全に関連して有床・無床診療所への立入検査が開始されるが、マニュアルの整備、現場の点検、見直し、職員の医療安全対策への参画、訓練、教育などをするよい機会であり、各医療機関におかれては万全の備えをお願いしたいと思う。